

政策企画室広報紙誌の編集に関する助言等を行う会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、政策企画室広報担当会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務

会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- ア 広報紙等の編集に関すること
- イ 広報デザインに関する助言等の業務に関すること
- ウ 大阪市ホームページによる情報発信に関すること
- エ その他、政策企画室広報担当の事務に係る補助業務に関すること

3 任用について

会計年度任用職員の選考は、実務経験を有するもののうちから、次の内容を総合的に勘案して行う。

- ア 試験（筆記・実技）
- イ 面接
- ウ 経歴、資格

4 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

5 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- ア 勤務日数
 - 1日 6 時間の勤務時間で週 5 日の勤務日
- イ 勤務時間
 - 午前 9 時 45 分から午後 4 時 30 分まで
- ウ 休憩時間
 - 午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分まで

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3項に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。